

総社市文書規程（平成17年総社市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月24日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
（収受文書の供覧） 第24条 文書取扱主任は、前2条の規定により収受した文書を確認し、これを文書管理システムにより<u>主管課長</u>の閲覧に供しなければならない。ただし、第22条第1項第2号ただし書の規定に該当する文書については、当該文書を閲覧に供するものとする。 2 略 （起案） 第25条 文書の起案は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。 （1）略 （2）次に掲げる場合 文書管理システムに必要事項を登録した後、起案用紙（様式第5号）<u>又は文書管理システムから出力したこれに準ずるもの（以下「起案用紙等」という。）</u>による紙起案により起案 ア～ウ 略 エ 総務課長が起案用紙<u>等</u>による紙起案が適当と認める場合 （3）略	（収受文書の供覧） 第24条 文書取扱主任は、前2条の規定により収受した文書を確認し、これを文書管理システムにより<u>主務課長</u>の閲覧に供しなければならない。ただし、第22条第1項第2号ただし書の規定に該当する文書については、当該文書を閲覧に供するものとする。 2 略 （起案） 第25条 文書の起案は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。 （1）略 （2）次に掲げる場合 文書管理システムに必要事項を登録した後、起案用紙（様式第5号）による紙起案により起案 ア～ウ 略 エ 総務課長が起案用紙による紙起案が適当と認める場合 （3）略

改 正 後	改 正 前
2 及び 3 略 (特別取扱いの表示) 第 2 7 条 紙起案には、必要に応じて次に掲げる区分による表示を起案用紙等¹の欄外右上に朱書きするものとする。 (1)～(6) 略 (回議) 第 2 8 条 回議は、総社市事務決裁規程（平成 1 7 年総社市訓令第 1 1 号）に定める決裁区分に従い、起案者から順次回議して決裁を受けるものとする。この場合において、紙起案による起案用紙等²には、次に掲げる決裁区分を表示するものとする。 A 市長の決裁を要するもの B 副市長の決裁を要するもの C 部長及び会計管理者の決裁を要するもの D 課長限りで処理するもの 2 ～ 4 略 <u>様式第 1 号（第 1 6 条関係）</u> (別紙のとおり)	2 及び 3 略 (特別取扱いの表示) 第 2 7 条 紙起案には、必要に応じて次に掲げる区分による表示を起案用紙の欄外右上に朱書きするものとする。 (1)～(6) 略 (回議) 第 2 8 条 回議は、総社市事務決裁規程（平成 1 7 年総社市訓令第 1 1 号）に定める決裁区分に従い、起案者から順次回議して決裁を受けるものとする。この場合において、紙起案による起案用紙には、次に掲げる決裁区分を表示するものとする。 A 市長の決裁を要するもの B 副市長の決裁を要するもの C 部長及び会計管理者の決裁を要するもの D 課長限りで処理するもの 2 ～ 4 略 <u>様式第 1 号（第 1 6 条関係）</u> 略

附 則

この訓令は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 1 6 条関係）

特 殊 郵 便 使 送 票

No. _____

収 受 月 日	(電報等のみ) 年 月 日 時 分		
種 別		取 扱 者	
受 信 者			
発 信 者		主 管 課	
備 考			